

## No. 360 健康保険が使用できない(労災保険が適用される)場合

工作中・通勤中にケガをしたとき  
健康保険は**使用できない**のでご注意を!

仕事や通勤中のケガや病気は、「労災保険(労働者災害補償保険)」が適用されるため、健康保険は使用できません。

### 1. 「健康保険」と「労災保険」の違いは?

	健康保険	労災保険
適用対象	仕事に関係ない病気やケガ	工作中・通勤中の病気やケガ
保険証の使用	○	×
自己負担割合	一部負担	自己負担なし

### 2. こんなときは労災保険で受診します

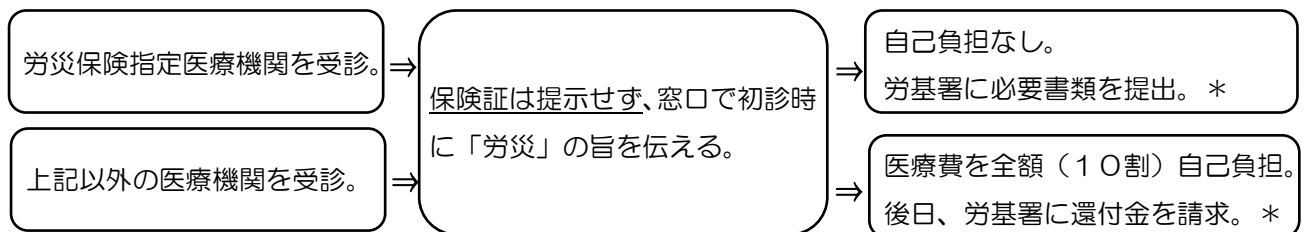
#### ① 工作中にケガをしたとき(業務災害)

<例> 工作中的のほか、業務命令で参加した行事や出張中のケガ等

#### ② 通勤中にケガをしたとき(通勤災害)

<例> 出勤や帰宅途中、自宅から訪問先に直接向かう途中のケガ等

### 3. 労災保険での受診の流れはこうなります



\*手続きの詳細は、大同生命の「支社事務マニュアルー業績・人事ー社会保険事務ー労災保険」を参照(本社担当課:営業職員…業績課/営業職員以外…給与厚生課)。

### 4. 誤って保険証を使用して受診してしまった場合

ご自身で医療機関、薬局等で健康保険から労災保険に切り替える手続きを行う必要があります。  
※まずは当組合まで連絡ください。

#### 「医療費のお知らせ(WEB版)」2019年8月分を更新しました

2019年8月分(2019年5月受診分)の「医療費のお知らせ(WEB版)」を更新しました。  
健保組合ホームページ(<http://www.daidolife-kenpo.or.jp/>)上の「組合員専用サイト」より閲覧できますので確認ください。